

～ 医療費が高額になる方へ ～

オンライン資格確認が導入された医療機関では、

# 限度額適用認定証の提示が**不要**です！

\* オンライン資格確認とは・・・マイナンバーカードまたは健康保険証の情報により、オンラインで加入している医療保険の資格等を確認できるシステムです。

## 限度額適用認定証とは？

窓口でのお支払いが高額になる場合、一定の負担額（限度額）までにおさえるため、医療機関等に提示する証類です。



鶉飼さん

岐阜支部マスコットキャラクター



ルーシー

## 何が変わるの？どんなメリットがあるの？

これまでは



これからは

協会けんぽへ申請書を郵送し、発行された「限度額適用認定証」を医療機関・薬局の窓口で提示することが必要でした。

自己負担限度額等の情報提供に同意し、オンラインで情報が確認できれば、「限度額適用認定証」は**必要ありません**。

【注意】 次に該当する場合、オンライン資格確認ができないことがあります。

- オンライン資格確認を導入されていない医療機関・薬局。
- 医療保険に加入された時期等により情報が反映されていない場合。
- 住民税が非課税の方で、協会けんぽに非課税情報が登録されていない場合の「標準負担額減額認定」。
- 住民税が非課税の方で、長期入院による入院時食事療養費の減額を受ける場合。

